

## 登録免許税の納付方法について

### 1. 納付場所

認定又は許可権者の所在地を管轄する税務署((1)又は(2))又は日本銀行(本店、支店、一般代理店、歳入代理店(郵便局を含む))

日本銀行ホームページから語句検索で「歳入代理店」等と入力すると最寄りの店舗を検索できます。

(1) 外国製造業者認定にあっては厚生労働省の所在地を管轄する税務署

(領収済通知書の宛先)

管轄税務署 麹町税務署 電話(代)03-3221-6011 税務署番号 00031017

(2) 製造業許可にあっては地方厚生局の所在地を管轄する税務署

(領収済通知書の宛先)

北海道厚生局

管轄税務署 札幌北税務署 電話(代)011-707-5111 税務署番号 00037034

東北厚生局

管轄税務署 仙台北税務署 電話(代)022-222-8121 税務署番号 00039001

関東信越厚生局

管轄税務署 浦和税務署 電話(代)048-833-2651 税務署番号 00033018

東海北陸厚生局

管轄税務署 名古屋東税務署 電話(代)052-931-2511 税務署番号 00041036

近畿厚生局

管轄税務署 東税務署 電話(代)06-6942-1101 税務署番号 00035019

中国四国厚生局

管轄税務署 広島東税務署 電話(代)082-227-1155 税務署番号 00045013

九州厚生局

管轄税務署 博多税務署 電話(代)092-641-8131 税務署番号 00049054

### 2. 納付に必要な書類

領収済通知書

3枚綴りの様式です。

1枚目(領収済通知書)に所定の内容を記載して下さい。2、3枚目に複写されます。3枚目(領収証書)が納付時に領収書として、押印されて返却されます。

領収済通知書様式は管轄税務署又は最寄りの税務署で入手して下さい。なお、そこで年度、税目番号、税務署名、税務署番号を印字してもらうことができます。

なお、日銀代理店等には様式が置いていない場合がありますので、個々に確認して下さい。

管轄違いの税務署名、税務署番号を二重線で消して訂正して使用しても受け付けないよう指導している税務署もありますのでご注意下さい。

(記入例) 平成18年度に外国製造業者認定申請する場合

- ・年度 : 18
- ・税目番号 : 221
- ・税務署名 : コウジマチ
- ・税務署番号 : 00031017
- ・本税 : ￥90,000 (右詰めで記入)
- ・合計額 : ￥90,000 (右詰めで記入)
- ・住所(所在地): 電話番号 - - 申請者住所等を記入  
米国 州
- ・氏名(法人名) America Pharma LTD 申請者氏名を記入  
「納期等の区分」の記入は不要

(記入例) 平成18年度に北海道厚生局に製造業許可申請する場合

- ・年度 : 18
- ・税目番号 : 221
- ・税務署名 : サッポロキタ
- ・税務署番号 : 00037034
- ・本税 : ￥90,000 (右詰めで記入)
- ・合計額 : ￥90,000 (右詰めで記入)
- ・住所(所在地): 電話番号 - - 申請者住所等を記入  
東京都千代田区霞が関~
- ・氏名(法人名) 厚生製薬株式会社 申請者氏名を記入  
「納期等の区分」の記入は不要

### 3. 領収証書の提出方法

領収印が入った領収証書(様式3枚目)の原本を製造業許可申請書又は外国製造業者認定申請書等の裏面に貼付して当該申請書受付窓口へ提出して下さい。

なお、不足する金額の領収証書の提出に当たっては、(別紙様式)登録免許税納付届に貼付して下さい。